

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

認定こども園を利用する子ども（2・3号児）たち

【対象者・無償化の範囲】

- **認定こども園を利用する3歳クラスから5歳クラスまでの全ての子どもたちの**利用者負担額が無償化されます。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 通園送迎費や行事費、給食費など実費経費や、施設充実費、教育充実費等の経費を園が徴収している場合、その分はこれまでどおり保護者の負担になります。
 - 年収360万円未満相当世帯の子どもたちは、園が給食費を徴収している場合、徴収額の一部が免除されます。
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、**住民税非課税世帯を対象**として利用者負担額が無償化されます。
 - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

※現在、2・3号の認定を受けている方は、無償化に伴う
新たな手続きは不要です。